

# 江戸中期の歌舞伎役者と人形浄瑠璃演者の出演料考<sup>(1)</sup>

ビュールク トーヴェ

【キーワード】 歌舞伎、人形浄瑠璃、武家屋敷、旅芝居、出演料

## 【要旨】

本稿は、江戸中期の歌舞伎と人形浄瑠璃の演者が得た出演料について取り上げる。すなわち、弘前藩江戸屋敷や府内藩の日誌録を元に、歌舞伎と人形浄瑠璃の演者が武家屋敷や旅芝居の興行から得た出演料を分析し、またその出演料が常設劇場での出演料に与えた影響について考察する。

## はじめに

近世初期まで、能や狂言、歌舞伎、軽業などの演者は一座を組み、貴族や大名らの宴席や、建物の修繕費を賄うために催された寺社の勧進興行、また地方の屋敷や祭りのイベント、さらに自ら仮設の舞台を作って、そこに出演していた。

その後、上方（京都と大坂）、江戸など大都市に歌舞伎や人形浄瑠璃の常設の劇場が建つと、演者らは劇場と年間契約をかわして舞台に立ったが、同時に、それまで行われていた武家屋敷や地方での興行にも出演し続けた。

これまで、近世期諸芸能の経済的状况については、おもに都市部の常設劇場を中心に研究されてきた。

元禄期、上方および江戸の歌舞伎や人形浄瑠璃の劇場はともに繁盛し、演者の出演料は徐々に上がっていった。享保期になると、演者の出演料の高騰や入場料の下落などにより、江戸歌舞伎劇場の休座が相継いだ<sup>(2)</sup>。

明和期、大坂の歌舞伎劇場は座元の交替を繰り返しながら運営を継続していた。ところが元禄期から歌舞伎劇場と同じように経営してきた人形浄瑠璃劇場はこのころから徐々に経営が行き詰り、廃業を余儀なくされた<sup>(3)</sup>。以降、上方の人形浄瑠璃は寺社内の臨時舞台上演されていたが、天保13（1842）年の改革でこれも禁止されると大坂には人形浄瑠璃の劇場がなくなり<sup>(4)</sup>、明治5（1872）年、人

(1) 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金番号18K00312の助成を受けた。また、本稿の調査結果は部分的に既に英語で発表された（Björk T. (2019). Profits and Puppet Theatre: Economics beyond the Permanent Stages. *The Journal of the Oriental Society of Australia*, 51）。

(2) ビュールク トーヴェ著『二代目市川團十郎の日記に見る享保期江戸歌舞伎』文学通信、2019年。

(3) 内山美樹子著『浄瑠璃の十八世紀』勉誠出版、1989年；山田和人著『武田からくり人形劇の研究』大府、2017年。

形浄瑠璃劇場文楽座が開業するまで、人形浄瑠璃の演者は舞台を求めて各地を転々とするなど、苦難の時期が続いた。

歌舞伎役者は武家屋敷から高額の出演料を得ていたため、劇場は人気役者を確保するために、武家屋敷と同等の出演料を支払わなければならず、それが歌舞伎劇場の経営を圧迫した<sup>(5)</sup>。歌舞伎劇場と同様に運営されていた人形浄瑠璃劇場の経営に関する正確な資料はないが、人形浄瑠璃演者も、歌舞伎役者と同様武家屋敷などから出演料を得ていたため、劇場での出演料が高騰し、それが経営を圧迫して閉座に追い込まれたのではないだろうか。

過日、武井協三先生から弘前藩（現・青森県）の『弘前藩家譜』<sup>(6)</sup>と浜之市（現・大分市）の『府内藩記録』<sup>(7)</sup>に歌舞伎および人形浄瑠璃の出演料に関わる記録があることをご教示いただいた。この資料をもとに、武家屋敷と港町における出演料について比較検討する。その結果を元に、これまで明らかにされてこなかった大都市における人形浄瑠璃の常設劇場の出演料について一考を呈する。

## 1. 武家屋敷での出演料

延宝5（1677）年から元禄13（1700）年までの日々の出来事を記録した日誌録『弘前藩家譜』には、弘前藩の江戸屋敷で上演された歌舞伎や人形浄瑠璃の出演料なども記録されている。

元禄期の大名らはしばしば、屋敷にさまざまな芸能団を呼び、昇進や誕生日、結婚などを祝う祝宴を催した<sup>(8)</sup>。寛文期以降、歌舞伎役者など演者が武家屋敷を訪問することがたびたび禁じられたが<sup>(9)</sup>、その頻度が、この習慣のいかに蔓延していたかを如実に示すだろう<sup>(10)</sup>。

武家屋敷の興行における出演料について考察する前に、当時の通貨につて整理

---

(4) 藤田覚著『遠山金四郎の時代』講談社、2015年。

(5) ビュールク トーヴェ著『二代目市川團十郎の日記に見る享保期江戸歌舞伎』文学通信、2019年。

(6) 著者不明『弘前藩家譜』（武井協三著『若衆歌舞伎野郎歌舞伎の研究』（八木書店、2000年）所収）。

(7) 著者不明『府内藩記録』（芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第7巻収録、三一書房、1975年）。

(8) 武井協三著『歌舞伎とはいかなる演劇か』八木書店、2017年。

(9) ドナルド・H・シヴリー「幕府と歌舞伎」『ハーバード・ジャーナル・オブ・アジア研究』18.3/4 1955年。

(10) 江戸初期から中期には、おもに常設の歌舞伎劇場にも出演していた歌舞伎役らが招かれたが、江戸末期になると、プロの演者だけでなく、武家屋敷で演じることを専門とするアマチュアの演芸集団も結成され、多くの藩邸では演技力のある女中を雇うようになった（畑尚子著『徳川政権下の犬奥と奥女中』岩波書店、2009年）。

しておく。近世期には、金（両）、銀（匁）、銅（文・銭）の三種類の通貨が使われていた（このほか長銀や白金と呼ばれる大型銀貨もあった）<sup>(11)</sup>。それぞれの通貨のレートを表1にまとめた。なお、公庫の銀不足から元禄8（1695）年、銀1匁の重さを金1両＝銀50匁から金1両＝銀60匁に変更した<sup>(12)</sup>。

『弘前藩家譜』には宴席34回分が記録されており、うち歌舞伎の上演は24回、そのなかで出演料が記載されているのは18回だった（表2）。一座への支払い総額は202.1～1,062.1匁で、一公演あたりの平均出演料は525.5匁（A-1）だった。出演者数は7～53人で平均22人、演者1人あたりの1回の平均出演料は28匁（A-2）だった。

歌舞伎役者への出演料は出演者全員に均等に支払われたわけではなく、主役に多くの額が支払われた<sup>(13)</sup>。延宝8（1680）年3月11日（表2-4）に以下の記述がある。

今十一日、狂言被仰付候、加賀屋太郎兵衛方へ壱歩判四両と白銀八枚、被遣之候。内、白銀式枚太郎兵衛、同式枚は小道具屋九右衛門、同壱枚瀧弥、同壱枚五三郎、同壱枚采女へ、同壱枚政之丞、金式歩十右衛門、同式歩五郎二郎、金式歩清九郎、金式歩二郎三郎、同式歩金太夫、同壱歩長右衛門、同壱歩市兵衛、同壱歩五右衛門、同壱歩八左衛門、右役者拾六人也<sup>(14)</sup>。

主役の加賀屋太郎兵衛と小道具屋九右衛門には「白銀式枚」（＝銀86匁）が渡されたが、長右衛門らには「金壱歩」（＝銀12.5匁）とその1/7しか支払われなかった<sup>(15)</sup>。

一方、人形浄瑠璃の公演については9回記録されている（表3）。一座への支払い総額は215～571.9匁で、一公演あたりの一座の平均出演料は383.7匁（a-1）、出演者の数は平均6.5人で演者1人あたりの1回の平均出演料は37.9匁だった（a-2）。

人形浄瑠璃の場合も、主演の太夫に高額が支払われた<sup>(16)</sup>。元禄6（1693）年11月18日（表3-7）の興行では主演の太夫小山次郎三郎に「銀子式枚」（＝銀100匁）支払われたが、人形遣次兵衛には「金式歩」（＝銀25匁）しか支払われ

(11) 他の通貨で同じ金額を受け取るよりも、長銀で受け取った方が栄誉があったとされる（杉山伸也著『日本経済史：近世-現代』岩波書店、2012年）。

(12) 年ごとに細かいレートの変動があったが、便宜上、大きな変化があった元禄8年にまとめた。

(13) 『弘前藩家譜』

(14) 『弘前藩家譜』延宝8（1680）年3月25日記録。

(15) 『弘前藩家譜』

(16) 『弘前藩家譜』

なかった<sup>(17)</sup>。

歌舞伎一座の一公演あたりの平均出演料は525.5 匁 (A-1) だったが、人形浄瑠璃一座の一公演あたりの平均出演料は383.7 匁 (a-1) と歌舞伎より安価だった。ところが人形浄瑠璃の演者一人あたりの一回の平均出演料を見ると、人形浄瑠璃の演者は37.9 匁 (a-2) で歌舞伎役者の28 匁 (A-2) より高額だったことがわかる。

## 2. 地方都市における出演料

近世期、地方都市で行われた興行には「地芝居」と「買芝居」があった。「地芝居」とは地元の劇団が主催する芝居、「買芝居」とは地元の商人や役人らが他の地域から劇団を招いて上演する芝居を指す<sup>(18)</sup>。

都市部の歌舞伎役者は毎年11月、翌1年間の出演について常設劇場と年間契約をかわした。年間契約が結ばなかったり、火災などで劇場が休演となった場合は地方巡業に出かけ、地元の買芝居に出演した<sup>(19)</sup>。

日誌録『府内藩記録』には、元禄3(1690)年から元文2(1735)年までの間に府内藩(現・大分県)に着港した船の積荷のほか、同じ船に乗って大坂などからやってきた一座の到着日や人数、浜之市(現・大分市の一部)で行われた歌舞伎と人形浄瑠璃の興行の売り上げなどが記されている<sup>(20)</sup>。

宝暦期、府内藩には村芝居の舞台や劇場が37ヶ所にあった<sup>(21)</sup>。元禄末期の浜之市にも、歌舞伎や人形浄瑠璃などを上演する劇場などが11軒あり<sup>(22)</sup>、元禄4年には、「旅芝居之者三千人程、此者共及渴命、旅芝居御免被遣候様ニと、御町奉行方へ御詔訴申上候」と多くの旅役者が訪れてきた<sup>(23)</sup>。このように浜之市に芝居小屋が多く、また多くの旅役者が興行する許可を申請してきたことがわかる。浜之市の周辺にいた「地芝居」「山芝居」と呼ばれる地元の一座の記録も5回見られ、このような地元の役者も活躍していたが、歌舞伎一座は18回、人形浄瑠璃一座は17回この地を訪れていた。これらの興行の多くは買芝居だった。

『府内藩記録』に記録が残っている元禄3(1690)年から元文2(1735)年までの間に、浜之市では21の芸能の興行が行われた<sup>(24)</sup>。歌舞伎が15回上演され、そのうち7回については出演料などの記録が残されている(表4)。一座への支払いは839～6,530 匁で、一興行あたり的一座の平均出演料2,709.6 匁だった。また、

(17) 『弘前藩家譜』元禄6(1693)年11月21日記録。

(18) 守屋毅著『村芝居-近世文化史の裾野から』平凡社、1988年。

(19) 守屋毅著『村芝居-近世文化史の裾野から』平凡社、1988年。

(20) 『府内藩記録』

(21) 守屋毅著『村芝居-近世文化史の裾野から』平凡社、1988年。

(22) 『府内藩記録』元禄16(1703)年8月19日「浜市操芝居潰、歌舞伎芝居破損小屋十一軒潰之由」とある。

(23) 『府内藩記録』元禄4(1692)年5月17日。

演者の数は平均 43 人で、一人あたりの一興行の平均出演料は 54.5 匁だった。

『府内藩記録』によれば、旅芝居一座は 8 月 12 日から 25 日の間に浜之市に到着することが多い(表 4-7、8、10、13、14、15)。また市の売り上げや歌舞伎興行の売り上げは 9 月 13 日ころに記録されている<sup>(25)</sup>。このことから歌舞伎と人形浄瑠璃の興行は旅芝居一座が浜之市に到着する 8 月 13 日～25 日から 9 月 13 日ころの間に行われていたと推測できないだろうか。享保 13 (1728) 年 9 月 29 日(表 4-11) に、以下の記録がある。

九月十四日 楠屋平兵衛願書差出候ハ、当浜之市勸進本仕候処、前方打続雨天<sub>二</sub>御座候<sub>一</sub>、大分損可仕<sub>与</sub>奉存候処、当市之義ハ彼是御救之御影御威光を以、市無事首尾克相仕廻難有仕合<sub>二</sub>奉存候。……当月春日宮御神事芝居被仰付被下候ハ、中津地芝居座本佐野川百十郎<sub>与</sub>申一座<sub>二</sub>内約束仕置申候。尤只今日出之市相勤申候。当十七日<sub>二</sub>爰元<sub>一</sub>罷越、十八日より可仕由申候。尤晴天昼夜九日買切之筈内談仕置申候。

九月二十八日 於春日被成御免候芝居、昨夜芝居迄<sub>二</sub>無故障相済、昼夜十五芝居<sub>一</sub>札銭式貫三百九拾式文。

十月七日 当九月於春日晴天七日御免被仰付之。十八日より同二十七日夜迄昼夜十五芝居。

降り続く雨のため、一座は上演期間の延長を願い出ている。ここでは「尤晴天昼夜九日買切之筈」とあるので、興行は 9 日の予定だったのだろう。9 月 28 日には、前日までに各種芝居の 15 回の公演が無事に終了したとある。また 10 月 7 日の記録は、興行が 9 月 18 日から 27 日の 10 日間 (15 公演) だったことを示している。こうしたことから、このころ興行期間は 9 日～10 日前後だったのだろう。興行期間を仮に 9.5 日、武家屋敷と同様 1 日一興行だったとすると、歌舞伎興行一公演あたり的一座の平均出演料は 285.2 匁 (表 4、B-1)、演者一人当たりの平均出演料は 5.7 匁 (表 4、B-2) となる。

同じく人形浄瑠璃の興行について 20 ヶ所に記録されており、出演料も 6 回記録されていた(表 5)<sup>(26)</sup>。支払いは 874～8,251 匁で、一興行あたり的一座の平均出演料は 3188.2 匁であった。演者の平均人数は 26 人で、演者一人当たりの一

(24) 『府内藩記録』。これらの興行記録に現れる金額は興行の売り上げであり、直接演者に支払われたかどうか、そして劇団内の出演料の分け方も不明だが、芸能興行から得られる収益であり、仮説として、演者に全額支払われたとすれば、可能な出演料の額を示すので、ここでは「出演料」とする。

(25) 『府内藩記録』

(26) 『府内藩記録』

興行の平均出演料は221.8匁だった。

公演期間について、享保13年、歌舞伎一座が雨のために公演期間の延長を申請した記録(表4-11、表5-13)に、「九月二十九日 当秋浜之市芝居初諸商売寄目録帳面壺冊……五芝居、内三貫貳百目三分八厘大芝居。八百七拾四匁五分九厘操芝居」とあり、人形浄瑠璃(操芝居)の売り上げが歌舞伎(大芝居)と併記されていた。芸能興行は祭りのときにしか許可されなかったため、歌舞伎も人形浄瑠璃も同じ時期に公演していたのだ。そのため、人形浄瑠璃の公演期間も歌舞伎同様の9.5日だったとすると一公演あたり的一座の平均出演料は335.6匁(表5、b-1)、そして演者一人当たりの一日常平均の出演料は23.3匁(表5、b-2)となる。

以上の考察から、歌舞伎の一公演あたり一座の平均出演料は285.2匁(B-1)で、人形浄瑠璃は335.6匁(b-1)、演者一人当たりの平均出演料は、歌舞伎は5.7匁(B-2)だが、人形浄瑠璃は23.3匁(b-2)と大きな差が見られた。

### 3. 歌舞伎役者と人形浄瑠璃の演者の出演料

江戸の武家屋敷と九州の港町で行われた歌舞伎と人形浄瑠璃興行の出演料の間に共通する傾向があるのだろうか。

弘前藩江戸屋敷と浜之市の歌舞伎と人形浄瑠璃の平均出演料を表6にまとめた。歌舞伎の一公演あたり一座の平均出演料は弘前藩江戸屋敷では525.6匁(A-1)、浜之市は285.2匁(B-1)だった。人形浄瑠璃の場合、弘前藩江戸屋敷の一公演あたり一座の平均出演料は383.7匁(a-1)で浜之市は335.6匁(b-1)だった。

一方、弘前藩江戸屋敷の歌舞伎役者一人当たりの平均出演料は28匁(A-2)で、浜之市は5.7匁(B-2)だった。人形浄瑠璃の演者一人当たりの平均出演料は弘前藩江戸屋敷では37.9匁(a-2)で、浜之市では23.3匁(b-2)だった。

一公演の出演料は、弘前藩江戸屋敷のほうが浜之市より高いが、演者一人当たりの平均出演料を見てみると、武家屋敷では歌舞伎役者は28匁(A-2)と人形浄瑠璃の演者は37.9匁(a-2)、浜之市では歌舞伎役者は5.7匁(B-1)と人形浄瑠璃の演者は23.3匁(b-2)と、いずれも人形浄瑠璃演者のほうが歌舞伎役者を上まわっていた。

このことから人形浄瑠璃の演者は常設劇場からもそれなりに高い出演料を得ていたことが推測される。

劇場での歌舞伎役者の出演料については、貞享3(1686)年、大坂の歌舞伎劇場嵐座と荒木座に出演していた歌舞伎役者24名の出演料が一年金20両(1,000匁)から200両(10,000匁)で、平均金62両(3100匁)だったことが知られている<sup>(27)</sup>。

その後人気役者の出演料は徐々に高騰し、元禄期、初代市川團十郎の出演料は500両(2,500匁)だった。正徳期になると、初代芳沢あやめの出演料が1,000両(60,000匁)となり、寛保元(1741)年、二代目市川團十郎は大坂佐渡島座に出



演料2,000両および手付金500両（合計150,000匁）で出演した<sup>(28)</sup>。こうして主役級の歌舞伎役者の出演料は徐々に高騰した。

歌舞伎役者の一日の劇場出演料はいくらだったのだろうか。享保19（1743）年、二代目團十郎の市村座からの出演料は900両（54,000匁）だった<sup>(29)</sup>。歌舞伎の年度は11月から始まるので、これは享保18年11月から享保19年10月までの出演料である。

この期間における二代目團十郎の消息を日記から知ることができる。享保19年4月、二代目團十郎は母と温泉旅行に行き、6月から7月の初めまでは目黒の別荘に滞在、そして10月14日から11月の初めおよそ3週間は休みだった。そしてこの期間中、「正本太平記」（享保18年11月）、「七種繁曾我」（享保19年正月2日初日）、「繁扇隅田川」（享保19年3月16日初日）、「八棟菖源氏」（享保19年5月）、「根源今川状」（享保19年7月15日初日）に出演した。実際には興行の前後にも休日があっただろうが、二代目團十郎が出演可能な最大の日数は280日となる。仮にこの数字で享保19年の1回の出演料を計算すると、192.9匁となる。

二代目團十郎ら有名役者は武家屋敷にも出演していた<sup>(30)</sup>。出演料を得るより、有力なパトロンとの付き合いを大切にしていたからである。この付き合いは劇場へ集客するためでもあったが、劇場は、武家屋敷と競って役者の確保につとめたため、歌舞伎役者の出演料が高騰する原因の一つとなった。こうして歌舞伎劇場は経営難に陥り、享保期以降、休座となる劇場が相次いだ。

すでに寛文期から、都市部の大劇場と契約をかわした歌舞伎役者は、一年間の出演料は決まっていながら欠演する者もいた。これに困った座元らは、役者が出演した日にもみ一日一匁（銀50匁：商家の中堅使用人の年俵に相当）の出演料を支払うよう改めた。この方法に改めると役者の欠演が減った<sup>(31)</sup>。欠演の理由は、多くの場合、武家屋敷の興行に出演したからだ<sup>(32)</sup>。弘前藩で主役級の役者に支

---

(27) 作者未詳『難波立聞昔話』（貞享3（1686）年11月刊、歌舞伎評判記研究会編『歌舞伎評判記集成』第1巻、岩波書店、1972年収録）。「定給金なし」とある若い役者もいたので、劇場に出演している役者が全員年間契約をかわしていたわけではなかったのだろう。

(28) 佐渡島長五郎著『佐渡島日記』（『歌舞伎十八番集』日本古典文学大系98、岩波書店、1978年）

(29) ビュールク トーヴェ著『二代目市川團十郎の日記に見る享保期江戸歌舞伎』文学通信、2019年。

(30) ビュールク トーヴェ著『二代目市川團十郎の日記に見る享保期江戸歌舞伎』文学通信、2019年。

(31) 松平直則著『松平大和守日記』（芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第12巻収録、三一書房、1977年）。

払われた一日の出演料も多くは一両（50匁）だった。

人形浄瑠璃劇場における出演料については、ほとんど資料が存在しない。道頓堀の人形浄瑠璃劇場竹田座に出演していた人形遣い吉田文三郎は宝暦8（1758）年、出演料の増額を求めると、逆に解雇されてしまった<sup>(33)</sup>。明和期になると多くの人形浄瑠璃の劇場経営は苦しくなり、竹田座と豊竹座が相次いで廃座となった<sup>(34)</sup>。人形浄瑠璃の演者の武家屋敷や地方興業での出演料は歌舞伎より高額だった。歌舞伎役者の出演料が高騰する原因の一つとして、武家屋敷での出演料があった。歌舞伎劇場と同じように経営していた人形浄瑠璃劇場も、歌舞伎劇場と同様に経営は苦しくなったと推測できるだろう。

## 結論

武家屋敷での歌舞伎と人形浄瑠璃の演者の出演料を分析した結果、歌舞伎より人形浄瑠璃演者の一人の一日平均出演料の方が高いことがわかった。

浜之市では、一日の公演と一人の一日平均の両方で人形浄瑠璃の出演料の方が歌舞伎より高かった。

歌舞伎役者らが武家屋敷で出演料を得たことが歌舞伎劇場での出演料を押し上げたことから、浄瑠璃の場合でも、人形浄瑠璃劇場の出演料が高騰して行ったのだろう。

今後、近世期の諸芸能とその経済的構造を明らかにするために、都市部の常設商業劇場以外の公演会場も含めて調査研究を続けていく。

---

(32) 武井協三著『歌舞伎とはいかなる演劇か』八木書店、2017年。

(33) 丸西美千男著『倒冠雑誌』宝暦9〔1759〕年（芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第7巻収録、三一書房、1975年）。

(34) 明和2（1765）年に豊竹座、明和4（1767）年に竹本座、明和5（1768）年に竹田座が閉座した。内山美樹子著『浄瑠璃の十八世紀』勉誠出版、1989年；山田和人著『武田からくり人形劇の研究』大府、2017年。



表1 両替基準

	両(金)	匁(銀)	銭・文(銅)	長銀(白銀)
元禄8(1695)年前	0.02	1	80	43
元禄8(1695)年後	0.016	1	67	43

表2 弘前藩江戸屋敷  
歌舞伎興行(A)

	年月日	支払い総額(匁)	役者人数	1人当たり(匁)
1	延宝5(1677)年9月24日	292.4	9	32.5
2	延宝7(1679)年5月7日	301	48	6.3
3	延宝7(1679)年5月13日	301	53	5.7
4	延宝8(1680)年3月11日	584.8	16	36.6
5	延宝8(1680)年3月16日	713.8	21	34
6	延宝8(1680)年4月16日	731		
7	元禄5(1692)年1月9日	202.1	7	28.9
8	元禄5(1692)年3月18日	382.7	8	47.8
9	元禄6(1693)年5月10日	627.8		
10	元禄6(1693)年5月21日	670.8		
11	元禄7(1694)年2月21日	546.1		
12	元禄7(1694)年4月21日	417.1		
13	元禄8(1695)年6月11日	632.1	30	21.1
14	元禄10(1697)年5月21日	374.1		
15	元禄12(1699)年5月21日	232.2	9	25.8
16	元禄12(1699)年10月2日	1,062.10		
17	元禄13(1700)年2月2日	700.9	17	41.2
18	元禄13(1700)年3月11日	688		
	一公演当たり平均	525.6 (A-1)	22	28 (A-2)

表3 弘前藩  
浄瑠璃興行(a)

	年月日	支払い総額(匁)	役者人数	1人当たり(匁)
1	延宝4(1676)年2月3日	301		
2	延宝4(1676)年2月12日	301		
3	延宝5(1677)年9月16日	430		
4	延宝5(1677)年9月27日	430		
5	元禄3(1690)年4月2日	430		
6	元禄3(1690)年5月19日	215	6	35.8
7	元禄6(1693)年11月18日	279.5	7	39.9
8	元禄7(1694)年3月11日	494.5		
9	元禄12(1699)年5月11日	571.9		
	一公演当たり平均	383.7 (a-1)	6.5	37.9 (a-2)

表4 浜之市  
歌舞伎 (B)

	興行記録 (年月日)	支払い総額 (匁)	役者 人数	1人当たり (匁)	上演期間	売り上げ記録
1	元禄11 (1698) 年9月13日	3,274				
2	元禄7 (1694) 年7月12日		63			
3	元禄11 (1698) 年9月13日	1,539	13	118.4		9月13日
4	元禄14 (1701) 年7月9日		71			
5	元禄16 (1703) 年9月13日	6,530				9月13日
6	宝永2 (1705) 年6月24日		72			
7	宝永8 (1711) 年7月7日				8月12日 役者到着	
8	正徳2 (1712) 年8月5日		23		8月12日 役者到着	
9	正徳2 (1712) 年8月14日					
10	享保7 (1722) 年8月12日				8月12日 役者到着	
11	享保13 (1728) 年9月29日	3,200				9月29日
12	享保14 (1729) 年2月16日		37			
13	享保14 (1729) 年閏9月13日	2,194	49	44.8	8月22日 役者到着	閏9月13日
14	享保15 (1730) 年10月10日	1,391	45	30.9	8月15日 役者到着	10月10日
15	享保17 (1732) 年12月1日	839	35	24	8月13日 と25日 役者到着	12月1日
	平均	2709.6	43	54.5		
	一公演当たり (公演期間12日)	285.2 (B-1)		5.7 (B-2)		

表5 浜之市  
人形浄瑠璃 (b)

	興行記録 (年月日)	支払い総額 (匁)	役者 人数	1人当たり (匁)	上演期間	売り上げ記録
1	元禄3 (1690) 年7月13日		37			
2	元禄7 (1694) 年7月12日					
3	元禄14 (1701) 年7月9日		32			
4	元禄16 (1703) 年9月13日	3,581				9月13日
5	元禄16 (1703) 年9月13日	923				9月13日
6	宝永元 (1704) 年7月22日		18			
7	宝永2 (1705) 年7月27日		21			
8	宝永7 (1710) 年8月27日		35			
9	宝永7 (1710) 年か、9月1日	8,251	33	250		9月1日
10	宝永8 (1711) 年7月7日					
11	宝永8 (1711) 年8月9日				8月12日 到着	
12	享保13 (1728) 年7月8日		26			
13	享保13 (1728) 年8月19日	874	19	46		9月29日
14	享保14 (1729) 年閏9月13日	1,714	34	50.4		閏9月13日
15	享保17 (1732) 年7月5日		28		8月9日 到着	
16	享保18 (1733) 年9月25日	3,786	7	540.9		9月25日
17	享保18 (1733) 年8月5日					
18	享保18 (1733) 年10月23日					
19	享保21 (1736) 年8月7日					
20	元文2 (1737) 年8月13日					
	興行平均	3,188.20	26	221.8		
	一公演当たり (公演期間12日)	335.6 (b-1)		23.3 (b-2)		

表6 弘前藩江戸屋敷と浜之市の出演料比較  
単位：匁

	弘前藩江戸屋敷		浜之市	
	一公演	演者一人	一公演	演者一人
歌舞伎	525.6 (A-1)	28 (A-2)	285.2 (B-1)	5.7 (B-2)
人形浄瑠璃	383.7 (a-1)	37.9 (a-2)	335.6 (b-1)	23.3 (b-2)